



栃木県公報

平成30年
3月30日(金)
第2973号

目 次

規 則

○栃木県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部改正	212
告 示	
○土砂災害警戒区域の指定に関する告示の一部改正	213
○同	214
○土砂災特別警戒区域の指定に関する告示の一部改正	214
○同	216
○土砂災害警戒区域の指定	216
○土砂災害特別警戒区域の指定	217
○建築士法第15条第1号及び第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者を定める告示の一部改正	217
○宇都宮市街地開発組合の解散	218
○栃木県土地利用基本計画の一部変更	218
○栃木県一般会計予算等	218
○救急医療機関の指定	243
○農業振興地域の区域の変更	243
○地籍調査の成果の認証	244
○都市計画の変更及び図書の縦覧	245
○都市計画事業計画の変更認可	245
○同	245
○道路の区域の変更	246
○道路の供用開始	247

公 告

○認定特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新	247
○大規模小売店舗の変更の届出	248
○基本測量の実施	248
○公共測量の終了	249
○同	249
○同	249
○都市計画決定図書の写しの縦覧	250
○同	250
○都市計画変更図書の写しの縦覧	250
○同	250
○同	250
○同	250
○開発行為の工事完了	251
○都市計画事業の施行	251
○同	252

選挙管理委員会

○政治資金規正法に基づく政治団体の設立の告示	253
------------------------	-----

**附
示**

栃木県告示第百四十四号

土砂災害警戒区域の指定に関する告示（平成二十年栃木県告示第九十七号）により指定した土砂災害警戒区域の一部の指定を解除するので、同告示の一部を次のように改正する。

平成三十年三月三十日

栃木県知事 福田富一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
略			略		
足利市小俣町 I 01002	略	略	足利市小俣町 I 01002	略	略
足利市小俣町 I 01004	略	略	足利市小俣町 I 01003	<u>別紙図面のとおり。 (図面省略)</u>	<u>土石流</u>
略			足利市小俣町 I 01004	略	略
足利市栗谷町 I 01017	略	略	足利市小俣町 I 01005	<u>別紙図面のとおり。 (図面省略)</u>	<u>土石流</u>
略			略		
足利市松田町 I 01027	略	略	足利市栗谷町 I 01017	略	略
略			足利市栗谷町 I 01018	<u>別紙図面のとおり。 (図面省略)</u>	<u>土石流</u>
足利市板倉町 I 01038	略	略	略		
			足利市松田町 I 01028	<u>別紙図面のとおり。 (図面省略)</u>	<u>土石流</u>
			略		
			足利市板倉町 I 01038	略	略

略			
足利市田島町 I 0 1 0 7 2	略	略	
器			

足利市板倉町 I 0 1 0 3 9	別紙図面の とおり。 (図面省 略)	土石流
足利市田島町 I 0 1 0 7 2	略	略
足利市田島町 I 0 1 0 7 3	別紙図面の とおり。 (図面省 略)	土石流

栃木県告示第百四十五号

土砂災害警戒区域の指定に関する告示（平成二十九年栃木県告示第四百二十八号）により指定した土砂災害警戒区域の一部の指定を解除するので、同告示の一部を次のように改正する。

平成三十一年三月三十日

栃木県知事 福田 富一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍縁で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
略			略		
足利市月谷町 I 0 1 0 6 7	略	略	足利市月谷町 I 0 1 0 6 7	略	略
器			足利市名草上町 I 0 1 0 8 2	別紙図面の とおり。 (図面省 略)	土石流
			略		

栃木県告示第百四十六号

土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示（平成二十年栃木県告示第九十九号）により指定した土砂災害特別警戒区域の一部の指定を解除するので、同告示の一部を次のように改正する。

平成三十一年三月三十日

栃木県知事 福田 富一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍縁で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

区域の名称	指定の区 域	土砂災害 の発生原 因となる 自然現象 の種類	建築物に 作用する と想定さ れる衝撃 に関する事 項	区域の名称	指定の区 域	土砂災害 の発生原 因となる 自然現象 の種類	建築物に 作用する と想定さ れる衝撃 に関する事 項
略				略			
足利市助戸新 山町202- Ⅲ-020	略	略	略	足利市助戸新 山町202- Ⅲ-020	略	略	略
				足利市小俣町 <u>I 0 1 0 0 3</u>	<u>別紙図面 のとおり。(図 面省略)</u>	<u>土石流</u>	<u>別紙図面 のとおり。(図 面省略)</u>
				足利市小俣町 <u>I 0 1 0 0 5</u>	<u>別紙図面 のとおり。(図 面省略)</u>	<u>土石流</u>	<u>別紙図面 のとおり。(図 面省略)</u>
略				足利市栗谷町 <u>I 0 1 0 1 7</u>	略	略	略
足利市栗谷町 I 0 1 0 1 7	略	略	略	足利市栗谷町 <u>I 0 1 0 1 8</u>	<u>別紙図面 のとおり。(図 面省略)</u>	<u>土石流</u>	<u>別紙図面 のとおり。(図 面省略)</u>
略				足利市松田町 <u>I 0 1 0 2 7</u>	略	略	略
足利市松田町 I 0 1 0 2 7	略	略	略	足利市松田町 <u>I 0 1 0 2 8</u>	<u>別紙図面 のとおり。(図 面省略)</u>	<u>土石流</u>	<u>別紙図面 のとおり。(図 面省略)</u>
略				足利市板倉町 <u>I 0 1 0 3 8</u>	略	略	略
足利市板倉町 I 0 1 0 3 8	略	略	略	足利市板倉町 <u>I 0 1 0 3 9</u>	<u>別紙図面 のとおり。(図 面省略)</u>	<u>土石流</u>	<u>別紙図面 のとおり。(図 面省略)</u>
略				足利市田島町 <u>I 0 1 0 7 2</u>	略	略	略
足利市田島町 I 0 1 0 7 2	略	略	略	足利市田島町 <u>I 0 1 0 7 3</u>	<u>別紙図面 のとおり。(図 面省略)</u>	<u>土石流</u>	<u>別紙図面 のとおり。(図 面省略)</u>

略				り。(図面省略)	り。(図面省略)
---	--	--	--	----------	----------

栃木県告示第百四十七号

土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示（平成二十九年栃木県告示第四百四十号）により指定した土砂災害特別警戒区域の一部の指定を解除するので、同告示の一部を次のように改正する。

平成三十一年三月三十日

栃木県知事 福田富一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍縁で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
略	略	略	略	略	略	略	略
足利市月谷町 I 0 1 0 6 7	略	略	略	足利市月谷町 I 0 1 0 6 7	略	略	略
略				足利市名草上 町 I 0 1 0 8 2	別紙図面 のとお り。(図 面省略)	土石流	別紙図面 のとお り。(図 面省略)

栃木県告示第百四十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域に指定する。

なお、関係図書は、栃木県土整備部砂防水資源課、栃木県安足土木事務所及び足利市役所において総覽に供する。

平成三十一年三月三十日

栃木県知事 福田富一

区 域 の 名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
足利市小俣町 I 0 1 0 0 3	別紙図面のとおり。(図面省略)	土石流
足利市小俣町 I 0 1 0 0 5	別紙図面のとおり。(図面省略)	土石流
足利市栗谷町 I 0 1 0 1 8	別紙図面のとおり。(図面省略)	土石流
足利市松田町 I 0 1 0 2 8	別紙図面のとおり。(図面省略)	土石流
足利市板倉町 I 0 1 0 3 9	別紙図面のとおり。(図面省略)	土石流

足利市田島町 I 0 1 0 7 3	別紙図面のとおり。(図面省略)	土石流
足利市名草上町 I 0 1 0 8 2	別紙図面のとおり。(図面省略)	土石流

栃木県告示第百四十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第九条第一項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域に指定する。

なお、関係図書は、栃木県国土整備部砂防水資源課、栃木県安足土木事務所及び足利市役所において縦覧に供する。

平成三十一年二月二十日

栃木県知事 福田富一

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用する想定される衝撃にに関する事項
足利市小保町 I 0 1 0 0 5	別紙図面のとおり。(図面省略)	土石流	別紙図面のとおり。(図面省略)

(砂防水資源課)

栃木県告示第百五十号

建築士法第十五条第一号及び第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者を定める告示(平成二十一年栃木県告示第六百八十三号)の一部を次のように改正し、平成三十一年四月一日から適用する。

平成三十一年二月二十日

栃木県知事 福田富一

改正後	改正前																								
<p>一 次の表の(イ)欄に掲げる学校において、(ロ)欄に掲げる科目を修めて卒業(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による専門職大学の前期課程にあっては、修了)した後、(ハ)欄に掲げる年数以上の建築実務(建築士法第十四条第一号に規定する建築実務をいう。以下同じ。)の経験を有する者</p> <table border="1"> <tr> <td>学校教育法</td> <td>(イ)</td> <td>(ロ)</td> <td>(ハ)</td> </tr> <tr> <td>による大学又は高等専門学校</td> <td></td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	学校教育法	(イ)	(ロ)	(ハ)	による大学又は高等専門学校		略	略	略				<p>一 次の表の(イ)欄に掲げる学校において、(ロ)欄に掲げる科目を修めて卒業</p> <p>した後、(ハ)欄に掲げる年数以上の建築実務(建築士法第十四条第一号に規定する建築実務をいう。以下同じ。)の経験を有する者</p> <table border="1"> <tr> <td>学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学又は高等専門学校</td> <td>(イ)</td> <td>(ロ)</td> <td>(ハ)</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学又は高等専門学校	(イ)	(ロ)	(ハ)	略		略	略				
学校教育法	(イ)	(ロ)	(ハ)																						
による大学又は高等専門学校		略	略																						
略																									
学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学又は高等専門学校	(イ)	(ロ)	(ハ)																						
略		略	略																						

備考 (ロ)欄に掲げる科目の単位の計算方法は、学校教育法による大学(短期大学を除く。)にあっては大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)又は専門職大学設置基準(平成一十九年文部科学省令第三十二号)の規定の例によるものとし、同法による短期大学にあっては短期大学設置基準(昭和五十年文部省令第二十

備考 (ロ)欄に掲げる科目の単位の計算方法は、学校教育法による大学(短期大学を除く。)にあっては大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)の規定の例によるものとし、同法による短期大学にあっては短期大学設置基準(昭和五十年文部省令第二十